

「平成十九年六月十一日から七月十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、以下のとおり指定を行うこととしました。

背景

平成19年6月11日から7月17日にかけて、日本付近に停滞した梅雨前線と台風第4号の影響により、各地で大雨となり、熊本県や宮崎県、鹿児島県などを中心に大きな被害が生じました。

<6月11日から6月20日>

梅雨前線が南西諸島から西日本の南海上付近に停滞し、さらに、梅雨前線上に発生した低気圧が本州の南海上を東進したため、沖縄、九州、四国、近畿、東海地方で大雨となりました。

<6月21日から6月30日>

日本海にある梅雨前線が徐々に南下し、九州から本州南岸に停滞しました。その後、梅雨前線上に発生した低気圧が日本海を東進しました。このため、九州地方を中心に、西日本から東北地方で大雨となりました。

<7月1日から7月12日>

梅雨前線が九州から本州南岸に停滞し、梅雨前線の低気圧が日本海を北東に進みました。このため、九州地方を中心に、西日本から東北地方で大雨となりました。

<7月13日から7月17日>

台風第4号の接近に伴い、九州から本州付近に停滞する梅雨前線に向かって台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、梅雨前線の活動が活発となりました。さらに台風による降雨が加わり、南西諸島と西日本から東北南部の太平洋側の各地で大雨となりました。また、南西諸島の一部と西日本から東日本の太平洋側で暴風となりました。

<参考：被害の状況>

農地、農業用施設及び林道関係（7/30現在）

（単位：億円）

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	31.1	50.9	47.3	129.3

適用すべき措置の概要

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第 5 条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (以下「暫定法」という。) 等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。 (84% 94% (農地、過去 5 年間の実績))

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第 2 4 条)

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

政令第二百六十号

平成十九年六月十一日から七月十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十九年六月十一日から七月十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。	

二 上欄の暴風雨とは、平成十九年台風第四号（同年七月九日に北緯十度二十分東経百四十二度二十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十六日に北緯三十四度四十分東経百四十五度三十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。